

## 総務文教委員長報告

総務文教委員長 藤田 茂男

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第43号 専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について）」ほか議案7件であります。

当委員会は、6月18日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件については承認、議案6件については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

---

まず、「議案第43号 専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について）」は、令和6年能登半島地震災害の被災者に係る個人住民税の特例措置を設けるための地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、損害額の算出方法について質疑があり、理事者からは、損失を生じた時の直前における資産の価格を基に損失額を算出する具体的な方法は確認できなかったが、住宅取得価格から減価償却費を差し引いた額に被害割合を乗じて損害額を算出するなど、合理的な計算方法で損害額を算出することもできると示されている、との説明がありました。

次に、委員からは、控除額の計算方法について質疑があり、理事者からは、損害額から保険金などで補填される金額を差し引いた差引損失額から総所得金額等の10%を差し引いた金額又は災害により損害を受けた住宅の原状回復や撤去などに要する支出である災害関連支出の額から5万円を差し引いた金額のいずれが多い方が控除額となる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認いたしました。

---

次に、「議案第44号 専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について）」は、令和6年度の税制改正大綱に基づく地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、個人住民税の定額減税の対象外となる方について質疑があり、理事者からは、国の「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」に基づく定額減税や各種給付金により、ほとんどの方がいずれかの措置の対象になると考えている、との説明がありました。

次に、委員からは、定額減税の効果が現れるように個人住民税に関する定額減税の周知を行ってほしい、との意見があり、理事者からは、広報なるとや市公式ウェブサイトでの周知のほか、納税通知書を送付する際に徴収方法に応じた案内文書を同封している、との説明がありました。

また、委員からは、定額減税に関して、減税しきれない場合の対応について質疑があり、理事者からは、所得税若しくは個人住民税又はその両方で減税しきれない部分がある場合については、減税しきれない額の合計を1万円単位に切り上げて調整給付金として給付することになる、との説明がありました。

次に、委員からは、固定資産税の負担調整措置について、土地の価格が下がったにもかかわらず税額が増えることもあるのではないかと、この質疑があり、理事者からは、負担水準が100%未満の場合に起こり得る、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認いたしました。

---

次に、「議案第49号 鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」は、災害発生時に市外の地方公共団体の職員が本市において災害応急対策等に従事した際、災害派遣手当を支給することができるよう、所要の改正を行うものであります。

また、「議案第50号 鳴門市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」は、災害発生時に本市の職員が市外の地方公共団体において災害応急対策等に従事した際、特殊勤務手当を支給することができるよう、所要の改正を行うものであります。

議案第49号及び議案第50号の議案2件については、関連した内容であったため、一括して説明を受け、質疑を行いました。

委員からは、災害応急対策等派遣職員の特殊勤務手当について、令和6年1月1日に遡って適用することとなっているが、対象者はいるのか、との質疑があり、理事者からは、令和6年能登半島地震の災害応急対策で現地に派遣された職員14人が遡って対象となる、との説明がありました。

また、委員からは、令和6年能登半島地震に伴う派遣に係る特殊勤務手当の総額はいくらになるのか、との質疑があり、理事者からは、延べ72日のうち1日1時間以上業務に従事した日数に1,080円を乗じた額となる、との説明がありました。

次に、委員からは、災害応急対策等派遣職員の特殊勤務手当の日額1,080円の根拠について質疑があり、理事者からは、災害現場において肉体的・精神的負担を伴う作業であるため、国での取扱いや県の改正内容を参考にし、人事院規則中の災害応急作業等手当として定めている額の最大額である1,080円としている、との説明がありました。

次に、委員からは、災害派遣手当に関し、派遣が長期となった場合の派遣職員の取扱いについて質疑があり、理事者からは、派遣された職員は、災害対策基本法により派遣元及び派遣先の職員としての身分を併せ有することになり、派遣先に災害派遣手当の制度が整備されている場合に、派遣先から災害派遣手当として滞在期間や施設の利用区分に応じた額が支給されることとなる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、議案第49号及び議案第50号は、いずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

次に、「議案第51号 鳴門市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、消防団員等に係る傷病年金等の補償基礎額について所要の改正を行うものでありました。

委員からは、第5条第2項第2号に規定する消防作業等に関し、掛け持ちした場合の補償基礎額について質疑があり、理事者からは、掛け持ちした場合でも補償基礎額は9,100円となる、との説明がありました。

次に、委員からは、過去1年以内に損害補償の対象となった方はいるのか、との質疑があり、理事者からは、死亡や障がいなど、補償基礎額の対象となる事案はなかったが、訓練で負傷した方に療養補償を行った事案は1件あった、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

次に、「議案第53号 工事請負契約の締結について（鳴門市新庁舎整備事業旧庁舎解体及び2期外構工事のうち付帯工事）」は、鳴門市新庁舎整備事業旧庁舎解体及び2期外構工事のうち付帯工事に係る請負契約の締結にあたり、議会の議決を求めるものでありました。

また、「議案第54号 工事請負契約の締結について（鳴門市共済会館等解体工事）」は、鳴門市共済会館等解体工事に係る請負契約の締結にあたり、議会の議決を求めるものでありました。

議案第53号及び議案第54号の議案2件については、関連した内容であったため、一括して説明を受け、質疑を行いました。

委員からは、旧庁舎跡地に整備する駐車場の規模について質疑があり、理事者からは、現在までの使用状況から考えると約100台分あれば問題ないと考えているが、繁忙期などで駐車スペースが不足する場合には、旧職員駐車場などを活用しながら、できるだけ来庁者に不便をかけないように運用していきたい、との説明がありました。

次に、委員からは、ATMの設置について質疑があり、理事者からは、基本計画策定時から各銀行と協議してきたところであり、現段階においては、駐車場スペースの一角にATMコーナーを設ける計画で進めているが、工事の契約締結が完了した後に、より具体的に進めていきたい、との説明がありました。

次に、委員からは、ATMにアクセスする階段の設置について質疑があり、理事者からは、高低差や市道の拡幅などにより、階段を設置するためのスペースを確保することは難しいが、南北からのスロープの設置によりアクセスが可能である、との説明がありました。

また、委員からは、工事中に新庁舎東側入口へアクセスするための仮設階段の設置について質疑があり、理事者からは、工事に伴う工事車両の侵入や大型重機、資材の搬入があるため、仮設階段の設置については安全面から難しいと考えている、との説明がありました。

次に、委員からは、今後整備する施設等の設計にあたっては、デジタルツインの考えを取り入れてほしい、との意見や、思いやり駐車場に一般車両が駐車しないように対策を検討してほしい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、議案第53号及び議案第54号は、いずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

次に、「議案第55号 財産の取得について」は、災害対応特殊屈折はしご付き消防自動車の購入にあたり、議会の議決を求めるものでありました。

委員からは、規格地上高25メートルの場合、建物の何階まで対応できるのか、との質疑があり、理事者からは、建物の8階から9階の高さまで対応している、との説明がありました。

また、委員からは、新たに購入するはしご車は、住宅地などの狭い道路にも進入できるのか、との質疑があり、理事者からは、新たに購入するはしご車の全長は、現在のはしご車の全長より約2メートル短い約9メートルであり、これまで進入できなかったところにも進入できるようになる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。